

## ときがわ町農業委員会の委員募集要領

### 1 募集人数

11名

### 2 任 期

平成30年8月1日から平成33年7月31日まで

### 3 身 分

ときがわ町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 農地の権利移動の許可、農地転用等に係る意見の決定等
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等
- (3) その他農業委員会の所掌に属する事項

### 5 委員報酬

年額187,000円

※このほか、活動実績等に応じて報酬が加算される場合があります。

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) ときがわ町の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、ときがわ町農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### (1) 推薦及び応募に係る提出書類

種 別	提 出 書 類
①一般推薦	ときがわ町農業委員個人推薦用紙 (様式第1号)
②団体等からの推薦	ときがわ町農業委員団体等推薦用紙 (様式第2号)
③一般募集	ときがわ町農業委員応募用紙 (様式第3号)

※様式は、ときがわ町のホームページからダウンロードするか、ときがわ町役場内の農業委員会事務局窓口に備え付けのものをご利用ください。

【ときがわ町ホームページ】

<http://www.town.tokigawa.lg.jp/>

### (2) 記載における注意事項

- ①個人からの推薦の場合、個人3名以上が連名し、当該推薦者の代表者をご記入ください。
- ②団体等からの推薦の場合、当該団体等の代表者の方がご記入ください。
- ③各様式の表面下の同意については、候補者本人による署名又は記名押印をお願いします。
- ④農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することは可能ですが、両委員を兼ねることは出来ません。

## 8 受付期間

平成30年2月6日(火)から平成30年4月6日(金)まで

※持参の場合は、役場の開庁時間内(土・日・祝日を除く。8時30分から17時15分まで)にご提出ください。

※郵送の場合は、期日までの必着とします。

## 9 選考方法

推薦及び応募に係る書類をもとにときがわ町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長に報告します。なお、必要に応じて面接等を行うことがあります。

町長は、評価委員会の評価を参考に農業委員候補者を選考し、町議会の同意を得たうえで任命します。

結果は、候補者全員に通知します。

## 10 推薦又は応募に関する情報の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、ときがわ町ホームページ等で、推薦及び応募に係る書類をもとに次の内容を公表しますのでご了承ください。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の人数及び構成員の資格
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者をときがわ町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者がときがわ町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうち認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募者の数及びそのうち認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

## 11 推薦又は応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒355-0396 比企郡ときがわ町大字桃木 32 番地

ときがわ町農業委員会事務局

Tel:0493-65-1532(直通)